

## 香芝市告示第2号

香芝市住民票の写し等の交付に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年1月8日

香芝市長 三橋和史

香芝市住民票の写し等の交付に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づく住民票の写し、戸籍の附票の写し及び住民票記載事項証明書等の交付（以下「住民票の写し等の交付」という。）に関する事務処理の適正化を図るため、その取扱いについての基本的な事項を定め、もって住民の基本的な人権の擁護に資することを目的とする。

(住民票の写し等の交付の請求等)

第2条 法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付の請求又は申出をする者（以下「請求者等」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書又は申出書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 請求又は申出（以下「請求等」という。）の事由
- (2) 請求者等の氏名及び住所
- (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付を受けようとする場合は、当該住民票に記載されている者の氏名及び住所
- (4) 戸籍の附票の写しの交付を受けようとする場合は、当該戸籍の附票に記載されている者の氏名及び本籍

2 市長が前項の規定による請求書等の記載のみで具体性に欠けると判断して請求者等に当該請求等に係る疎明資料の提出を求めた場合は、当該請求者等は、これに応じなければならない。

3 法第12条の3第1項及び第20条第3項の規定により住民票の写し等の交付を申出する者は、その申出以外に交付を受けた住民票の写し等を使用しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(本人確認の方法)

第3条 請求者等は、法第12条第3項及び第12条の3第5項の規定により、次の各号のいずれかの証明書等を提示しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（請求者等の顔写真が貼付されたものに限る。）

(3) 前2号に該当するものがない場合は、本人確認を行うために市長が適当と認める証明書等

(交付の請求等に応じない場合)

第4条 市長は、住民票の写し等の交付の請求等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求等を拒むものとする。

(1) プライバシーの侵害又は差別事象につながるおそれがあると認められるとき。

(2) 請求者等が前2条に規定する要件を満たさないとき。

(3) その他当該交付の請求等を拒むに足りる相当の理由があるとき。

(郵便等による交付の請求等又は電話による照会)

第5条 郵便又は信書便による住民票の写し等の交付の請求等があった場合は、前3条の規定に準じて取り扱うものとする。

2 電話による住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する照会については、次に掲げる場合以外は、これに応じないものとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員が職務上照会する場合で、緊急を要し、かつ、当該職員の職名及び氏名が確認できるとき。

(2) 住民基本台帳事務処理等のため、市町村間で連絡を要する場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年12月29日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に香芝市住民票の写し等の交付に関する事務取扱要綱（平成20年5月1日施行）の規定により住民票の写し等の交付の請求等その他の手続をしている者は、この要綱の規定により住民票の写し等の交付の請求等その他の手続をしている者とみなす。